書類作成上の留意点について

１　事業計画書①（様式１）

　・「２　施設整備費に係る事業計画」の（１）のアの（ウ）施設整備の区分については、次の整備区分から選択して記載してください。

　ⅰ）障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業所に限る。）、障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所に限る。）の場合

1. 創設、②増築、③改築、④大規模修繕等、⑤老朽民間社会福祉施設整備、⑥応急仮設施設整備、⑦避難スペース整備

　ⅱ）障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問支援、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業所に限る。）、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所の場合

1. 創設、②増築、③改築、④大規模修繕等、⑤応急仮設施設整備、⑥避難スペース整備

　・「２　施設整備費に係る事業計画」の（１）のイについては、既存施設の取り壊し等を含めた整備を実施しようとする場合に記載してください。

　・「２　施設整備費に係る事業計画」の（１）のウについては、仮設施設工事を実施する場合に記載してください。

　・「２　施設整備費に係る事業計画」の（２）のアについては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表１－２、１－６、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱別表１－１、１－２、１－３、５に掲げる対象経費に該当する額を記載してください（外構工事等を除く。）。

　・「２　施設整備費に係る事業計画」の（２）のイについては、同アに定める主体工事費の２．６パーセントを上限とするようにしてください。

　・「２　施設整備費に係る事業計画」の（２）のクについては、総事業費のうち対象経費とならない額を記載してください。

２　事業計画書②（様式３）

　・「１　建設地の概要」については、所轄官庁等に確認の上、誤りのないよう記入してください。

３　社会福祉関係施設整備・社会福祉法人認可に係る意見書（様式４）

　・施設整備を実施する市町（広島市を除く）の障害福祉担当部署に作成を依頼してください。